

## 入札ボンド制度について

### 1 入札ボンド制度とは

入札ボンド制度とは、公共工事の発注に当たり、入札参加者に対して金融機関等（保険会社や銀行など）による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める制度です。この証書を「入札ボンド」と呼びます。

国土交通省では、一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を進めるにあたり、市場機能を活用して一層質の高い競争環境を整備することを目的に、平成18年10月から「入札ボンド制度」を導入しており、生駒市においても、平成24年4月から導入しています。

入札ボンド制度の導入においては、対象工事について入札保証金の納付を原則化した上で、「入札ボンド」の提出があれば、入札保証金の納付を求めないものとします。

### 2 入札ボンド制度の概要

(1) 入札保証制度の種類、提出時期等	
① 現金	<p>★ なるべく入札ボンドの提出を求めますが、現金での納付を希望される場合は、次のとおり手続をしてください。</p> <p>ア 入札保証金納付書兼領収書発行依頼書を契約検査課に提出し納付書兼領収書の発行を依頼</p> <p>イ 発行された入札保証金納付書兼領収書で入札保証金を入金</p> <p>ウ 入札書提出期限までに入札保証金納付届を封入（別紙参照）のうえ、持参又は郵送（一般書留郵便に限る。必着）してください。</p> <p>※ 現金納付を希望される場合は事前にお問合せください。</p>
② 有価証券	認めません。
③ 入札ボンド	<p>ア 金融機関の入札保証</p> <p>イ 損害保険会社の入札保証保険</p> <p>ウ 金融機関又は保証事業会社の契約保証の予約</p> <p>※ 入札書提出期限までに提出</p> <p>※ 保証書等は、封入（別紙参照）のうえ、持参又は郵送（一般書留郵便）してください。</p>
(2) 対象工事	一般競争入札の方法により請負契約を締結する予定価格1億5千万円以上の工事の内、生駒市建設工事等入札参加者選定委員会の議を経て対象にすると決定した工事
(3) 保証割合	入札参加者の見積る入札金額（税込み）の5%以上 契約保証の予約の場合は入札金額（税込み）の10%以上又は契約希望金額が入札金額以上

### 3 導入の目的

- ・履行能力が著しく懸念される業者、施工実態のないペーパーカンパニー等の排除
- ・金融機関の与信枠の設定等による過大な入札参加の抑制
- ・ダンピング受注に対する一定の抑止等の効果

### 4 導入の時期

平成24年度の工事から適用（平成24年4月1日以降に公告する案件）

### 5 入札公告

入札ボンド制度対象工事については、入札公告において入札ボンドを求める旨を記載します。

（記載例）

#### 入札保証金

納付。ただし、金融機関等（銀行又は市長が確実と認める金融機関に限る。以下同じ。）の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

### 6 保証の額の変更

一度納付又は提出された入札保証の額の変更は認めないものとします。

### 7 費用

入札保証の提出に係る費用は、入札参加者の負担とします。

### 8 入札保証金（現金）の返還

落札候補者とならなかった入札参加者は、落札者が決定した後に入札保証金払戻請求書（別紙3）を提出してください。

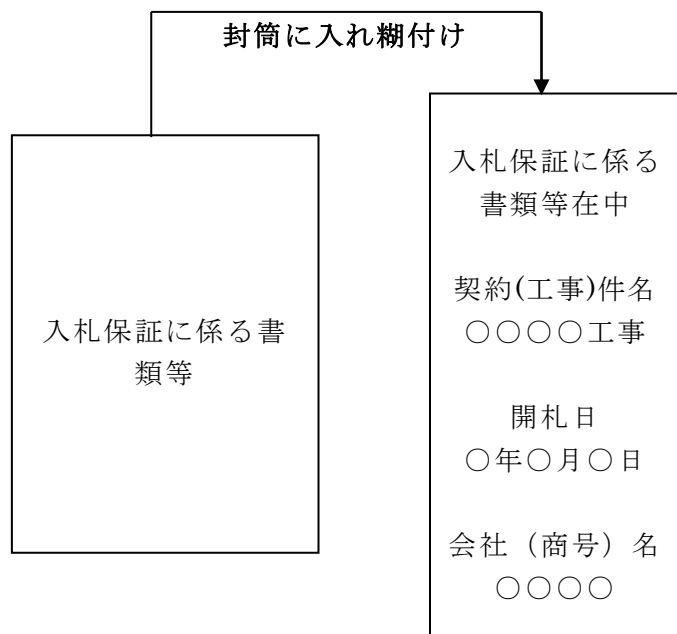
なお、返還手続には1月程度要することもありますのでご了承をお願いします。

### 8 その他

入札ボンド制度対象工事において、入札保証金の納付又は入札保証に係る書類の提出が無い場合、保証の額が定められた保証割合に満たない場合及び提出された入札保証に係る書類に不備がある場合の入札は無効となります。

別紙（第7条関係）

入札保証に係る書類等の封入用封筒の記載例



(封筒表面)

※ 入札保証に係る書類等を、生駒市に提出される場合は、契約(工事)件名、開札日、会社(商号)名などを表面に記載した封筒に入れ、封緘してください。郵送される場合は、さらに送付用封筒に入れてお送りください。

提出期限：入札書提出期限まで（必着）

郵送の場合：一般書留郵便に限る。

入札保証に係る書類等とは次のいずれか。

- ①入札保証金納付済届出書
- ②保険会社が発行する入札保証保険契約に係る保険証券
- ③契約保証の予約証書(発注者が求める契約保証が必ず付されることについて金融機関等又は保証事業会社が書面において約定しているもの)
- ④金融機関等が発行する入札保証証書